

**①職業紹介の全国ネットワークが維持できなくなる**

厚生労働省の意見	地方側の反論	反論に対する厚生労働省の見解	部会の考え方
<p>求職者・求人者は、都道府県を超えて、求職・募集活動を行う。ハローワークを地方移管すると、都道府県間の求人が分断され、広域的な職業紹介ができなくなる。</p> <p>→ 就職の減少、失業者の増大につながる恐れがある。</p> <p>※ 東京のハローワークで受理した求人への就職の約4割は東京都外の求職者(平成25年度実績)</p> <p>※ 東京のハローワークで受理した求人の約3割は勤務場所が東京都外(平成25年度実績)</p>	<p>全国ネットワークにより情報が共有される仕組みがあれば、職業紹介の全国的な展開を維持することは可能である。</p>	<p>ある県のハローワークが求職者の相談を受け、別の県の求人を担当するハローワークに求人企業との調整や指導を依頼するなどの連携を日常的に行っているが、これは、本省からハローワークへの統一的な指揮監督を背景に職務上の義務として行っているもの。地方移管した場合、ある県から別の県に指揮監督(指示)を行うことは法制上不可能であり、ハローワーク間と同様の連携を円滑かつ迅速に行うことは望めないのではないか。</p>	<p>求職者・求人企業にとっては、国による全国ネットワークをなくしてしまうよりは、維持する方がメリットが大きいのではないかと。</p>

**②全国一斉の雇用対策が講じられなくなる**

厚生労働省の意見	地方側の反論	反論に対する厚生労働省の見解	部会の考え方
<p>国は都道府県に雇用対策に関する指揮命令はできない。ハローワークを地方移管すると、全国一斉・機動的な雇用対策ができなくなる。</p> <p>(例)リーマンショック後の急激な雇用情勢悪化への対応のため、雇用調整助成金の迅速な要件緩和、厚生労働本省の指示による労働局・ハローワークが総力を挙げた求人開拓(平成21年度は183.4万人の求人を開拓)を実施。</p>	<p>全国的な職業紹介のネットワークへのアクセスが確保されていれば、東日本大震災のような突発的な事態に対しても、地方自治体が行う職業紹介により、必要な対応を図ることができる。地方は補正予算を迅速に編成するなど、国よりも機動的な対応が可能。</p>	<p>突発的な事態に全国一斉的かつ迅速に対応するには、本省・労働局・ハローワークが一つの業務体系のもと指揮監督関係でつながり、被災地外の地域も含めた就職支援、専門職員の応援派遣を行うこと等により可能となっている。都道府県によって異なる業務体系が存在する状況で、しかも要請にとどまる場合とは機動性に大きな差がある。</p>	<p>今後起こり得る東日本大震災やリーマンショックレベルの危機対応に当たっては、引き続き国が雇用対策を担うメリットが大きい。加えて、地方ならではのきめ細かな対応が併せて行われることが利用者にとっても望ましいのではないかと。</p>

**③雇用保険の財政責任と運営主体の不一致**

厚生労働省の意見	地方側の反論	反論に対する厚生労働省の見解	部会の考え方
<p>保険集団を大きくしてリスク分散を図る観点から、国が保険者となることが望ましい。</p> <p>雇用保険業務を自治体に移管した場合、失業認定と職業紹介を行う主体が一致せず、財政責任を負わずに自治体が失業認定事務を実施することになる。</p> <p>→ 失業給付の濫給、国民負担の増大(保険料の引き上げ・給付カット)につながる恐れがある。</p>	<p>雇用保険の運用等については、全国規模のメリットを生かし、これまで通り(全国単位を)維持することを想定している。また、職業紹介だけでなく、雇用保険の認定・給付を含む一体的な事務移管を求めている。両者の分離による濫給の指摘は当たらない。</p>	<p>仮に、運営主体が国、認定が各都道府県では、両主体は一致していない。また、給付率に応じて各都道府県の負担額を変える仕組みとすると、仮に負担額を保険料率に反映し、事業主の負担とした場合には、景気の悪い地域では保険料の負担額が高くなり、保険料率の高低が企業行動に影響しうる点も懸念される。</p>	<p>地方に移管し、雇用保険財政を全国一体で運営して、労使の保険料率は一定とする一方で、濫給防止は地方負担を導入することで可能かもしれないが、そこまでは地方側は望まないのではないかと。</p>

**④ILO条約を守ることができなくなる**

厚生労働省の意見	地方側の反論	反論に対する厚生労働省の見解	部会の考え方
<p>ILO第88号条約を守れなくなる。</p> <p>第2条 職業安定組織は、国の機関の指揮監督の下にある職業安定機関の全国的体系で構成される。</p>	<p>外国では、地方自治体や民間が職業紹介を実施している例がある。</p>	<p>労働政策審議会において、二度にわたり、「地方移管は我が国の批准するILO第88号条約に明白に違反する」と明記した意見書が出されており、ハローワークを地方移管した場合に労働者団体がILOへの提訴も辞さない主張。地方移管に伴う法改正の際には、労働政策審議会に諮ることが求められるが、構成員である公労使が一致して反対している以上、理解を得ることが極めて困難。</p>	<p>—</p>